令和元年度包括外部監査の結果による措置状況

〈知事所管分〉

監 査の 結果 措 置 ഗ 状 況 【第8】広島県における少子化要因調査分析 事業 広島県における少子化要因調査分析業務は、 今後, 同様な業務を実施する際は, 内容を十 中国創研でなければできない業務ではないか 分に精査し、適切な契約事務に努める。 ら、中国創研との委託契約を随意契約ではな く、少なくともプロポーザル方式を経るべき。 少子化要因調査分析事業の結果が、十分に利 既に市町へは、調査結果を提供しているが、 用・活用がなされていない。調査結果の分析 今後も、必要に応じて市町等へ共有する。 や、さらなる活用に取り組むべきである。 【第9】ひろしま出会いサポートセンターの 設置•運営事業 これまでの取組から、民間企業や団体、市 ひろサポ会員の登録者数は、「現在婚活を行っ ている者の数」や、「ひろサポを利用、活用し 町、ボランティアなど多様な主体が連携・協力 しながら、若者の結婚を後押しする仕組みが ている者の数」を表すわけではなく、それ単独 では、本事業の効果を測定する指標としては 構築され、婚活の社会的機運の醸成や婚活の 十分機能しない。 裾野拡大に、一定の効果があった。 例えば, ひろサポ会員の登録者数が前年と比 これらのことから、令和2年度に事業の再 べてどれくらい増加したかとか、新規登録者 構築を行い、「ひろしま出会いサポートセンタ の年齢層やその変化、県人口に対する新規登 - | の運営を民間事業者へ移管することとし. 録者の割合を用いることや、何らかの基準に 多様な主体の取組を後押しする方向へ転換す 基づいて登録者数のうち数でカウントするこ る。 と(例えば、一定期間利用がない登録者を数値 に含めない)等,多面的な検討と分析を行うこ とが望ましい。 「成婚の事実」を正確に把握することは極め これまでの取組から、民間企業や団体、市 て困難であり、測定が困難な成婚という事実 町、ボランティアなど多様な主体が連携・協力 を指標とすることは、事業の評価が適切にな しながら、若者の結婚を後押しする仕組みが されない可能性がある。 構築され、婚活の社会的機運の醸成や婚活の 裾野拡大に、一定の効果があった。 また、このように把握困難な成婚組数をアウ トカムとした場合、イベントでの成婚一組に これらのことから、令和2年度に事業の再構 2.820千円を要している等、本事業が経済性や 築を行い、「ひろしま出会いサポートセンタ 有効性の観点から是認できるか疑問がある。 一」の運営を民間事業者へ移管することとし、 本事業を構成する5つの事業が何を目的とし 多様な主体の取組を後押しする方向へ転換す ているのか, そのためのコストとして, これま る。 で同様の事業規模・事業形態・事業内容や評価 方法を維持・継続するのが適切なのか、どの点 に重点を置くのか等について、再検討する時 期に来ているのではないか。

「成婚の事実」把握のために行っている成婚 プレゼントは、報告数の増加に寄与している ことが認められないことや、「成婚の事実」自 体を指標として用いることに限界があるた め、ほとんど有効性が認められない。 よって、成婚プレゼントを含め、成婚報告を増 やすための経費支出は廃止すべきである。 令和2年4月、会員に告知したうえで「成婚プレゼント(ワイン)」を廃止した。

「こいのわ」の各種イベントや「こいのわカフェ」において、実態は抽選を行わない場合があるにもかかわらず、これを「抽選」と表示することは、事業の前提となる県に対する信頼を損ないかねない。例えば、「参加者が参加してよかったと思えるようなイベントにするため、応募者多数の場合、県が一定の基準により参加者を決定することがある」といった、必ずしも抽選ではないことについて、何らかの表示を行うべき。

抽選基準についての整理を行い、ホームページ「こいのわカフェ」上に「応募多数の場合、一定の配慮を行い参加者を決定する場合があります。(参加回数・年齢構成・地域等)」を記載した。

ひろサポの会員登録時やイベント参加時に おいて,個人情報の利用目的を明示すべき。

個人情報の利用目的について、ひろサポH P内の会員同意事項及びプライバシーポリシ 一に記載した。

同サイトを利用したバナー広告収入は県に 帰属すべきであり、これを夢財団が取得する ことは問題がある。 令和2年度のバナー広告掲載料については、 県の収入として、夢財団から県へ納入した。

【第11】みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業

株式会社第一エージェンシーへの業務委託 (みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務)に追加された委託事項は、当初契約の 内容との関連性が希薄であり当初契約の変更 と評価するのは困難であるから、新たな契約 とすべきであったし、随意契約とすることが できる理由もみあたらない。 今後,同様の業務を実施する場合は,内容を 十分に精査し,適切な契約事務に努める。

委託契約において無制限に契約変更を認めることは相当ではないから、どのような場合に当初契約を変更することが許容されるのか、例えば、変更事項が委託事項か委託金額のいずれか(両方か)、当初契約の内容と変更事項との関連性、変更額の大きさ、当初契約額に対する変更額の割合等をふまえて、一定の基準や目安を設定すべき。

今後, 同様の業務を実施する場合は, 内容を 十分に精査し, 適切な契約事務に努める。

本件契約の成果物が十分活用されているとはいえない。成果物の活用方法について計画を立てて、これを着実に実行すべき。

「こいのわサポートBOOK」については,経済 団体等の協力を得て配布しており,今後,広報 用資料を作成する場合は,活用計画を立てた 上で広報していく。

【第12】ライフデザイン啓発事業

委託契約にあたっては、業務が可分で成果が 変動する部分がある場合、共通経費や他の業 務区分と区別して成果に応じた委託料を支払 う等、当該部分について単価契約の要素を含 んだ契約内容にできないかという観点からの 検討もされたい。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症によりセミナー等の事業を実施しなかったが、 令和3年度以降の契約については単価契約を 含む契約にする等、適切な契約事務に努める。

【第14】婚活システムの維持管理事業

ひろサポのWeb運用のために、株式会社KG情報が行う業務と、夢財団がWeb担当のために敢えて採用している職員が行う業務内容の確認、精査、区別がなされていない。

夢財団は、イクちゃんネットの運営についても県から委託を受け、そこでもWeb担当職員を臨時採用しているが、Webサイトごとに担当職員を雇用する必要性の検討も必要である。

令和2年度は業務内容を確認した上で、ひろサポWebサイト担当職員は任用していない。

なお、イクちゃんネットのWeb担当については、効果的な情報発信のため、担当職員を継続して任用している。

【第15】市町少子化対策支援事業

市町が自ら実施主体となっている補助対象 経費については、県において、要綱に定める経 費が適切に支払われているか、請求書等を徴 収して確認を行うべき。

地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の補助実績が低調である原因を分析するとともに、本交付金及び補助金の活用がなされるよう、市町への積極的な周知や働きかけ等が必要

実績報告時に根拠資料の提出を求め、確認していくこととする。

内閣府からの情報を速やかに市町へ提供している。

【第17】不妊検查•一般不妊治療費助成事業

「おおむね3ヶ月」「2ヶ月」のような短期間の制限によるのではなく、期間についてはもう少し伸長(例えば1年)する方が目的に沿う。他方、申請年齢によって助成額を段階的に減額する(例えば、検査・治療開始時の妻の年齢が〇歳未満5万円、〇歳増加するごとに、〇万円ずつ減額)といった方法であれば、「早期に適切な治療を開始」という目的とも整合する。治療開始時年齢の制限を43歳に近い年齢に引き上げれば「不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減する」という目的により整合的である。

意見の内容を踏まえ、引き続き、効果的な事業実施について検討する。

助成の有無,助成の要件,助成内容,申請期限等がそれぞれ異なっていることに関連して,県民,医療機関,県・市町の四者にとって負担が生じており,効率性や有効性,公平性の点から改善の余地がある。

例えば、県の制度利用を前提とする市町や、県の申請書や証明書とほぼ同じ様式を利用している市町については、関係市町との協議・調整等によって申請書や証明書の統一や統合の余地があるものと思われる。

また、いずれの市町の制度も制度趣旨や目的 は県の制度と大きく異なるところはないと解 されるから、県の助成については市町に対す る補助という形で実施することで、県にとっ ても各市町にとってもより効率化を図るとい う方法がとれないかについても検討されたい。

前年との比較を目標とするとしても,前年度 実績比にする等,本事業の目標値について再 検討されたい。 令和2年3月に目標値の見直しを行った。

引き続き, 市町の取組状況等を把握し, 効率

的な事業実施の検討に努める。

【第20】妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業

広島県助産師会との委託契約において、対象 経費の決定方法(按分とするのか定額とする のか)やその根拠について、助産師会側と協 議・合意した結果を書面により残しておくべ きである。

経費総額の一部を按分して支払う場合は、按 分の基礎となる実際の経費総額を確認した上 で支払うべきである。 令和2年度契約時に,経費決定方法(按分) について書面により明確にして契約締結し た。

契約時に按分割合を決定しているため、実 績報告時に、対象の諸経費について領収書等 の提出を求めて確認する等、適切な契約事務 に努める。

【第21】不妊治療助成事業

不妊治療費の助成において、対象となる治療が行われ費用が支払われたことを確認するためには、明細の記載のない領収書では不十分であるが、専門医である医療機関による「不妊治療費助成申請に係る証明書」による証明で十分ではないかと考える。

したがって、申請者の負担軽減やチェックのためのコスト軽減、明細のない領収書も許容していることや妊娠検査・一般不妊治療費助成事業において領収書の提出を求めていないこととの整合性の観点もふまえ、重ねて領収書の添付を求める必要性について検討されたい

上記検討にあたっては、「不妊治療費助成申請に係る証明書」を作成した医療機関に対する チェックを適宜行う等、助成金の適正な執行 を担保するための仕組の導入も検討されたい。 「不妊治療費助成申請に係る証明書」と領収書の金額・日付に差異がないか確認するために、領収書の提出を求めている。

助成金の適正な執行を担保するための仕組みについて、引き続き検討に努める。

適宜の方法によりその実数を調査すること や、推計の前提数値である特定不妊治療費助 成件数、あるいは、助成がなければ治療に踏み 切れなかった件数、助成があることが治療を 決断する一因となった件数等、推計値に代わ る成果目標ないし指標の設定を検討されたい。 令和2年3月に指標の見直しを行った。

【第23】周産期母子医療センター運営支援事業

周産期母子医療センター運営支援事業及びひろしま型自然保育推進事業のように、消費税等の還付の可能性がある補助金については、要綱上、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務を規定すべきである。

「広島県周産期母子医療センター運営事業 費補助金交付要綱」において、消費税仕入控除 税額の報告及び返還義務の規定を追加する要 綱改正を行った。

「ひろしま型自然保育推進事業」については、他の改正と合わせて、令和2年度末に消費税仕入控除税額の報告及び返還義務の規定を追加する要綱改正を行う。

【第24】1・2 歳児受入促進事業

文書等の送付や交付を受けたときは、広島県 文書等管理規程に従い、文書収受印や受領印 を押印して収受の時期を客観的に明らかにし ておくべきである。

収受印押印の意義・押印プロセスを再確認さ れたい。 広島県文書等管理規程により、文書の収受 について確認し、今後は文書の収受印の押印 を徹底する。

【第25】魅力ある保育所づくり推進事業

委託契約における委託額は、事前に設定した 委託内容に応じて設計されるものであり、委 託内容や委託額等を前提として契約手続(入 札やプロポーザル、随意契約等)が進められ受 託者が決定するというプロセスを経ることに より、当該契約の合規性や経済性、公平性が担 保されるところ、契約締結後に委託内容を変 更して委託額を増額すると、当該変更部分に ついて上記プロセスを経ないことになるか ら、これを許容することができる合理的理由 がない限り行うべきではない。

本件では、当初から予定されていた広報業務 を、敢えて変更契約という方法で行う必要性 や合理性、これを裏付ける経済性は認められ ないから、変更契約によることが許容される 合理的理由はなく、不当である。 今後,同様の業務を実施する場合は,内容を 十分に精査し,適切な契約事務に努める。 当初予定されていた「勤務労働条件の改善に 積極的に取り組んでいる保育施設を認定する 制度」の創設が見送られた結果、本事業の成果 は、「保育士や職員の働きやすさに率先して取 り組んでいる広島県内の私立認可保育施設の 情報サイト「ハタラクほいく ひろしま」を立 ち上げたということにとどまっており、単な る保育施設の求人・情報サイトとの違いが不 明瞭である。

本サイトを活用するためには、①本サイトの位置づけ(単なる求人・情報サイトとどこが違うのか)を一層明確化すること、②周知を図ること、③掲載施設の増加に積極的に取り組むこと、④掲載された園の情報を定期的に更新すること、が必要である。

意見の内容を踏まえ、引き続き周知等に努め、掲載施設の増加等に取り組む。

【第26】保育士キャリアアップ研修事業

本事業の目標は、キャリアアップ研修の受講者数とされているが、研修を受講しても修了しなければ研修としての意味がないし、受講者数だけでは、費用をかけた効果を十分評価できないから、修了者数や修了率も指標として併用することも検討されたい。

従前から修了者数や修了率についても把握 しており、今後は指標として併用していく。

【第27】ひろしま型自然保育推進事業

ひろしま型自然保育推進事業のPR のため、 第一エージェンシーとの間で随意契約により リーフレット作成業務委託契約を行ったこと は、随意契約によることができる根拠を欠く ものであり不適切である。 令和2年度は、リーフレット作成業務委託 を実施していないものの、今後、随意契約をす る場合には、根拠を十分整理する。

【第28】いつでも安心保育支援事業

県は、県保連に対し、三つの事業に属する異なる業務を一括して随意契約により委託しているところ、随意契約の理由は、「研修会のノウハウや県内の保育所との密な連携等が必要とされる。平素より研修会を実施し、また、県内全域にわたる保育所が加入しており、保育士や保育所からの信用のある団体は、広島県保育連盟連合会を置いて他にない」からであるとしている。

しかし、研修内容を始め、三つの業務は内容が全く異なる可分な業務であるし、キャリアアップ研修は、プロポーザル方式によりニチイ学館に委託しているのであるから、随意契約とする理由は3 つの業務ごとに必要である。

上記のような理由では、どの業務について述べたものであるのか判然としないため、不十分である。

広島県保育連盟連合会に委託する事業について、随意契約とする理由を事業ごとに整理し、起案に明記した。

なお、認可外保育施設従事者研修は令和2年度から委託ではなく県が直接実施している。

いつでも安心保育支援事業の執行率が低い原因を分析すべきである。

上記分析結果を踏まえた対策(例えば認知度 が低いことが理由であれば、周知を充実させ る等)をとられたい。 令和2年度は執行状況を踏まえ,2月補正で減額しており,引き続き,現状の把握と適切な予算計上・管理に努める。

【第29】認定こども園等整備事業

補助金申請における事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」欄の記載に不備があるものが見受けられる。補助金額のみならず、用地の状況についても確実に確認されたい。

「用地の状況」欄についても記載の不備等 がないよう確認を徹底する。

施設の敷地利用権が使用借権である場合,権利の内容を慎重に確認すべきである。

法人の認可の際の情報を県内部で共有する ことにより、敷地利用権の内容を効率的かつ 確実に確認する方法がとれないかを検討され たい。 今後は、関係部局と必要な情報を共有し、権利内容を確認する。

【第30】認可外保育所の認可促進事業

認可化移行調査費等支援事業及び認可化移 行移転費用等支援事業の執行率が低い原因を 分析すべきである。

上記分析結果を踏まえた対策をとられたい。

認可外保育所の認可化を支援する事業であり、引き続き、現状の把握と適切な予算計上・ 管理に努める。

【第31】県庁内保育所設置モデル事業

株式会社アイグランとの「広島県・広島銀行事業所内保育施設 保育契約書」の締結については、契約保証金が免除となっているが、契約締結に至る県の書類の中に免除の理由が記載されたものがない。

契約においては、契約保証金を納めさせない場合は例外として一定の場合にのみ許容されるものであるから(広島県契約規則4条1項)、例外要件に該当する事実や、そのように判断した理由を記録しておくべきである。

令和2年度から契約締結に係る県の書類の 中に免除の理由を記載している。

本事業の目的はモデル事業として企業等の 視察を受け入れ、視察企業等による施設設置 を促すところにあるが、①視察件数は、事業開 始年度以降、減少傾向が続いており、平成30 年度は行政関係(他県含む)が4 件のみであり、民間の企業等による視察件数は0 件といること、②事業所内保育施設につせいることが、県内の各市町は既に設置目標を達成しいることから、今後、認可施設が大幅に増加することは見込めない状況にあること、32 の事業所内保育施設が開設されていることが現れた場合には、これらの施設に依頼して視

「イクちゃんち」をモデル事業としては終了し、常設の保育施設として運営することについて、引き続き検討していく。

察を受け入れてもらうことも考えられること 等の事情によれば、事業所内保育施設設置の モデルを示すという本事業の目的は達成され ていると考えられ、これを「モデル事業」とし て継続する必要性は少なくなっているのでは ないかと考えられる。

「モデル事業」は、あくまで一時的にモデルを示すものであって、恒常的に継続することは本来予定されていないはずであるから、保育施設の必要性を重要視するのであれば、本事業を常設の事業所内保育施設として、県が設置・運営を行うのがあるべき姿ではないか。「イクちゃんち」の職員枠を利用しているのは大半が県職員であるという現状からすれば(年度中に変動はあるが、平成30 年度は12名の定員中、10 名程度が県職員の利用である)、これをモデル事業として継続するある)、これをモデル事業として継続するの下に設置・運営している」ということにもなり

本事業はその目的を達しており,「モデル事業」として継続する必要性は失われているのではないかと考えられるため,廃止する方向で検討されたい。

【第32】保育コンシェルジュ配置事業

かねないのではないかと思われる。

本事業は、保護者に対する情報提供や、空き のある保育所等と乳幼児のマッチング等を行 うことで待機児童の解消につなげようという 事業であるから、保育コンシェルジュが入所 への誘導・案内等を行った件数を直接的な成 果(アウトプット)とし、その結果、保育所へ の入所につながった件数を事業の効果(アウ トカム) ととらえる方がより適切ではないか。 例えば、尾道市では、平成30 年度に保育コ ンシェルジュ(1人)が入所への誘導・案内 等を行った案件(697件)のうち、保育所へ の入所につながった件数は163 件(23.38%) であったのに対し、呉市では、保育コンシェル ジュが入所への誘導・案内等を行った案件(5) 80件)のうち、保育所への入所につながった 件数は僅か4件(0.69%)である。

このように、市町間でのアウトプットやアウトカムの違いの原因を調査、分析することで、 待機児童解消のためにより効果的な方法を見いだすことができないか、検討されたい。

【第33】保育士人材確保事業

「第28 いつでも安心保育支援事業」における 指摘(本書20 頁)と同旨。 引き続き、事業の費用対効果は常に検証していく。その中で、必要に応じて目標設定も見直していく。

(第28のとおり)

【第34】地域子ども・子育て支援事業

文書等の送付や交付を受けたときは、広島県 文書等管理規程に従い、文書収受印や受領印 を押印して収受の時期を客観的に明らかにし ておくべきである。収受印押印の意義・押印プ ロセスを再確認されたい。 広島県文書等管理規程により、文書の収受 について確認し、今後は文書の収受印の押印 を徹底する。

実績報告書の提出期限が定められているにもかかわらず、ほとんどの市町が提出期限を守っていないという実態の原因の把握に努めるべき。

期限を遵守することが現実的に困難であり、 その理由が首肯できるものであれば、県の要 綱における提出期限の変更を検討されたい。 国への提出期限を遵守するのが現実的ではないのであれば、国に対する働きかけや協議を 含め、期限の変更を検討されたい。

期限を遵守することが可能であると判断する のであれば、市町に対し、期限の遵守を求める よう徹底すべきである。 要綱上は4月10日となっているが、別途内閣 府の事務連絡により実績報告の提出期限が変 更になっており、各市町に通知している。

引続き、市町に対しては期限の遵守を求める。

エクセルで作成された実績報告書の別表については、誤入力、計算ミスの防止や、効率的に確認できるようにするために、自動計算できるセルには計算式を設定し、手入力が必要なセル以外はロックする等の方法による(そのような方策をとることを市町に求める)ことを検討されたい。

令和元年度の実績報告の際は、別表の計算 式にロックを設定し、県の担当者以外が計算 式を変更できないよう対応した。

【第36】病児保育の拡充に向けた取組(病児保育施設整備費への補助金)

病児保育施設の開設は、採算性や利用のばらつき等の問題から容易でないと思われるが、病児保育のニーズに対応することが「いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合」を増加させるという仮説(ロジック)に基づいて事業を行うのであれば、病児保育施設整備費への補助金のみならず、病児保育の拡充に向けた取組として何を行うべきか、検討と実践を継続されたい。

意見を踏まえ、引き続き、効果的な事業の実施について検討の上、病児保育の拡充に取り組む。

【第37】放課後児童支援員研修事業

数値の転記ミスが生じる可能性のある箇所を意識し、当該部分を二重にチェックする等、 人為的ミスを防止する仕組みを構築されたい。 担当によるチェックに加え、決裁手続における確認を再度徹底する。

複数の関係者が一つのファイル(データ)を編集する場合や、同じ書面を複数のファイルに綴じる場合、何が最終版かが分からなくるリスクがあるため、最終版を管理する責任者・担当者を決めておくこと、どの段階でファイリングするのかを決めておくこと、確定版であることがわかるようなスタンプを押すこと、ヘッダーやフッターに印刷日時が表示されるよう設定しておくことと等、内部統制の観点から一定のルールを定めて実践されたい

ファイルを管理する担当者を定め、ファイルを編集するのは担当者のみとする。

【第38】子育て支援員研修事業

子育て支援員は、地域保育コース、地域子育 てコース及び放課後児童コースに分けて研修 が実施され、コース毎に修了証が交付されて 従事できる仕事の内容が異なっている。 したがって、本研修事業の成果(アウトプット)はコース別に測定すべきであるから、コー ス毎の修了者数を指標として設定することを 検討されたい。 従前からコース別の修了者数を把握しており、必要に応じて指標の設定を見直していく。

提出を受けた見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックを行うべきである。

担当によるチェックに加え、決裁手続における確認を再度徹底する。

見積書の金額のチェックの合理化や、過誤 (計算ミス,合計額と内訳額の不整合等)を防 止するため、単価と合計額が入力されたデー タ(Excel等)の提出を求めることも検討さ れたい。 必要に応じて、計算式の入った電子データ の提出を求める。

【第39】ひろしま版ネウボラ構築事業

ネウボラの効果の検証は、課題を認識した上で適切に行われていると考えるが、全県展開により多額の人的・物的資源が投入されることとなるため、今後も、多面的な効果の評価、コスト計算を行うとともに、利用者・関係者の理解が得られる制度となるよう取り組んでいただきたい。

令和11年度の全県展開を目指し、令和3年度は、ひろしま版ネウボラ実施市町(13市町)及び導入支援市町(3市町)において、基本型に基づく取組を支援するとともに、引き続き、その効果や課題を検証し、基本型の強化・改善につなげていく。

ひろしま版ネウボラ実施に伴うコストについては、市町ごとに大きなばらつきがあることから、市町と十分に協議し、状況を把握しながら必要額について精査していく。

【第40】子育て環境改善事業

県と夢財団は、同じ倉庫を共用しているのであるから、使用スペース、使用頻度等、倉庫の使用状況に応じた負担を夢財団にも求めるべきである。

財団において、使用状況等をデータ管理する等して詳細に確認している。今後、財団が使用する場合は、県に相談の上、必要に応じ一部負担を求める。

夢財団に対し、消費税額の算定根拠とした項目と金額を明示した精算書の作成、提出を求めるべきである。

また, 効率的かつ正確な確認を行うために, 電子データ(エクセルファイル等)の提出を求めることも検討されたい。

令和元年度の実績報告時から,算定根拠と したデータ等の提出を求め,確認している。今 後も引き続き,確認資料の提出を求めていく。

【第41】子育てポータルサイト運営事業

イクちゃんネットの保守管理業務のための 費用として年間916千円を要しているほか、夢 財団は、イクちゃんネット対応のための臨時 職員も雇用しており(年額2,746千円)、保守管 理のために要する経費に経済性が認められる か、再検討を要する。

例えば、夢財団の臨時職員によるサーバーエラーの確認等の業務とは別に、ザメディログを目視確認することを業務とし、そのためでもでした。要があるのか、あるいは、ミングで具体的に何を行っが連絡をするのかがでは足りないのか等、スポット対きをに強けないのか等、スポット対きも必要では足りないのか等、スポット対きものができないのかの検討も必要ではないか。夢財団が自前できないのかも検討さいか、他の業者ではできないかがないか、他の業者ではできないかがあれたい。

夢財団にて、イクちゃんネット担当職員と保守管理業者の役割等を再確認し、令和3年度から定例会議の頻度を減らすとともに、障害・サーバー発生時の対応をスポット対応とすることとし、保守業務に関する経費を圧縮する。なお、イクちゃんネットは当該業者がシステムを構築しているため、他業者への変更は困難である。

【第42】広島キッズシティ補助金

「キッズシティ広島」の趣旨,目的,これまでの実績等をふまえて,補助の効果を測るための指標を設定して検証を行うべきである。

令和元年度で事業を終了した。

「キッズシティ広島」に対する補助の効果の 検証結果をふまえて、補助を継続するか否か の検討を行われたい。 令和元年度で事業を終了した。

【第45】広報資料等,委託の成果物の在庫管理 について

委託により作成したチラシやリーフレット等は、作成にあたって、いつ、どこに、どの程度配布するのか等、事前に活用方法について具体的な計画を立てておくべきである。

在庫については、配布先、配布数、配布時期等 を記録するとともに、定期的に在庫数量の確 認を行うべきである。

記録と在庫数量が一致しない場合は、その原 因究明と改善について取組を行う仕組みを設 けるべきである。 広報資料の在庫管理等については、初回配付以降も継続して在庫管理を行う等適切な管理に努める。

【第46】補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額(返還金)の報告事務について

周産期母子医療センター運営支援事業及び ひろしま型自然保育推進事業のように、消費 税等の還付の可能性がある補助金について は、要綱上、確定申告後の消費税仕入控除税額 の報告及び返還義務を規定すべきである。

補助金支給に係る消費税等の還付については、消費税等が還付される可能性の有無によって、仕入控除税額の有無・額の確認(報告)の要否が異なりうるが、多数の補助事業を効率的に運営するためには、仕入控除税額の有無・額の確認義務や返還義務の規定について、県、局、課としてどのような方法をとるのか、検密に個別対応するのか、予め消費網分について考慮した補助とするのか等)、要綱との整備や補助金支給事務に要するコスト、国の要綱との整合性にも留意して、整理することを検討されたい。

【第47】「ワーク」と「ワーク別管理シート」 について

少子化対策関連のワークや事業が、いかなる地域、いかなる年齢層のいかなる要因を対象にしたワーク・事業なのか、第一子の出生に特に影響を与えるワーク・事業なのか、第二子以上の出生に関わる要因に向けられたものか等について、明確ではない。

合計特殊出生率に影響を及ぼす可能性のある上記の要因も加味することで、ワークや事業の位置づけ、当該ワークを構成する事業の成果から合計特殊出生率増加に至る仮説(ロジック)をさらに明確にし、投入した(する)人的・物的資源が有効活用されているか(活用できるか)をより明確にできるのではないか。上記のような取組は、EBPM(Evidence Based PolicyMaking/証拠に基づく政策立案)の前提であるとともに、県民に対するアカウンタビリティー(説明責任)の観点からも必要である。

ワークを構成する事業には、その成果から合計特殊出生率増加に至る因果(ロジック)が必ずしも明確でないものも含まれている。

少子化対策に関連するワークや、ワークを構成する事業とワークの目標との関連性、ロジックをさらに整理、明確化する取組が必要である。

「広島県周産期母子医療センター運営事業 費補助金交付要綱」において、消費税仕入控除 税額の報告及び返還義務の規定を追加する要 綱改正を行った。

「ひろしま型自然保育推進事業」については、他の改正と合わせて、令和2年度末に消費税仕入控除税額の報告及び返還義務の規定を追加する要綱改正を行う。

仕入控除に係る規定に関しては、所管部局 とも調整を行いながら検討を行っていくこと とする。

令和2年度のチャレンジビジョン等の改定に伴い、ワークについても見直しを行った。その際、よりPDCAを意識したものとなるよう見直しを行ったところであり、今後も適宜必要な見直し等を行っていくものとする。